

条例第 3 号

宇和島市地域情報ネットワーク施設設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 4 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市地域情報ネットワーク施設設置条例の一部を改正する条例

宇和島市地域情報ネットワーク施設設置条例（平成20年条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(定義) 第16条 市長は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の停止又は加入の承認の取消しをすることができる。 (1) ～ (3) (略) (4) <u>4月</u> 以上にわたり施設利用料を納付しないとき。 (5) (略) 別表第3 (第10条関係) ケーブルテレビ放送利用料			(定義) 第16条 市長は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の停止又は加入の承認の取消しをすることができる。 (1) ～ (3) (略) (4) <u>3月</u> 以上にわたり施設利用料を納付しないとき。 (5) (略) 別表第3 (第10条関係) ケーブルテレビ放送利用料		
種別	金額	適用	種別	金額	適用
基本チャンネル～トリプルチューナーブルーレイ録画オプション利用料 (略)			基本チャンネル～トリプルチューナーブルーレイ録画オプション利用料 (略)		
4Kデジタルオプション利用料	月額 330円	<u>多</u> チャンネル又は多チャンネルの追加セットトップボッ	4Kデジタルオプション利用料	月額 330円	<u>基本チャンネルとBS、多</u> チャンネル又は多チャンネルの追加セットトップボッ

		クス利用料に加算する。			クス利用料に加算する。
4 Kデジタル録画 オプション利用料 (略)			4 Kデジタル録画 オプション利用料 (略)		
I P—V O Dサー ビスオプション定 額利用料 (略)			I P—V O Dサー ビスオプション定 額利用料 (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 項の規定については、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宇和島市地域情報ネットワーク施設設置条例第16条第 4 号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に到来する納付期限に係る利用料について適用し、この条例の施行日前に到来した納付期限に係る利用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 利用の許可の申請その他 4 K デジタルオプションの利用に供するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。